



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 8年 6月号 No.154

<ごあいさつ>

今年も梅雨の時期がやってきました。梅雨明けまでは、ぐずついた天気が続くようになります。交通事故も増加する季節なので、お車の運転の際には、いつも以上にご注意下さい。

<所得税の基礎控除等の改正以外について1>

①住宅ローン控除の拡充

一定の既存住宅に係る借入限度額の引上げ等が行われた上で、令和12年入居分まで5年延長

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅			
	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅 近隣型住宅は、 令和10年以降、 適用対象外 ^(注2)	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	ZEH水準 省エネ住宅	省エネ基準 適合住宅	その他の住宅
借入限度額	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円	2,000万円		2,000万円
(子育て世帯等)	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円	3,000万円		
控除期間	13年						10年
控除率	0.7%						
床面積要件	50㎡以上 <small>※合計所得金額1,000万円以下の場合には、40㎡以上も可(子育て世帯等への上乗せ措置との選択適用)</small>						
立地要件	<small>(令和10年以降入居分から) 土砂災害などの災害レッドゾーン^(注3)の新築(建替え除く)は適用対象外(既存住宅等は適用対象)</small>						
所得要件	合計所得金額2,000万円以下						

(参照：財務省ホームページ)

②NISAの拡充

つみたて投資枠の対象年齢を0~17歳に拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定
※12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しが可能

	つみたて投資枠	成長投資枠	
対象年齢	0~17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円 240万円	
非課税保有限度額	600万円	1,800万円 1,200万円(内数)	
投資対象商品	積立分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一	積立分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る	上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法・運用管理	・契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可。	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

(参照：財務省ホームページ)

③ひとり親控除の拡充

控除額が38万円(改正前：35万円)に引上げ

④生命保険料控除の拡充の延長

子育て世帯等(22歳以下の扶養親族がいる方)を対象にした一般生命保険料の控除額を6万円(現行：4万円)に引き上げ、令和9年にまで延長

⑤食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

月額7,500円(改正前：月額3,500円)に引上げ

<6・7月の税金関係>

- ① 4月決算の確定申告・10月決算の中間申告
- ② 個人住民税の納付…特別徴収：6月分より毎月10日、普通徴収：6月、8月、10月及び1月の末日
- ③ 源泉所得税(納特)の納付…7月10日まで
- ④ 所得税の予定納税の通知…納期限は7・11月末日
- ⑤ 固定資産税の納付(第2期分)…7月末日
- ⑥ 算定基礎届の提出…7月10日まで
- ⑦ 労働保険の年度更新…7月10日まで

<若松家の出来事>

現在、長男(中2)、次男(中1)、長女(小4)、三男(小1)の父親として育児に奮闘しております。先月は、GWはアドベンチャーバレーSAGAと吉野ヶ里遺跡に行ってきました。フォレストアドベンチャーは難易度が高く、私は悪戦苦闘しました。ジップトリップは移動が大変でしたが、滑空は気分爽快でした。また、三男の小学生初の運動会で、選手宣誓も行いました。なお、徒競走はそれぞれ2位でした。今後も諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

